

出勤制限期間及び解除について (2022.9.26更新)

1. 感染者、濃厚接触者、発熱等症状者、海外渡航者

事項	登校・出勤制限の期間	登校・出勤制限の解除	使用できる休暇等(※1)
感染者	保健所から指示された療養期間	保健所からの解除指示をもって解除	就業制限
濃厚接触者(※2)	感染者との最終接触日の翌日から5日間 保健所から指示があればそちらを優先	発熱等の症状がなければ解除	出勤困難休暇
発熱等症状者	A:検査結果「陰性」 B:医療機関を受診した結果、 検査不要と診断された。 症状改善後、 48時間まで	症状が改善し、48時間経過で解除	出勤困難休暇
	※「医療機関受診なし」の場合又は「自己検査なし」の場合は、感染の可能性が否定できないため、感染者の療養期間に相当する期間、登校・出勤を制限する。 (参考)2022.9.7時点での感染者の療養期間(制限期間) 発熱等の症状出現日から7日以上かつ症状軽快後24時間経過後		出勤困難休暇
海外渡航者	政府が指定する待機期間終了まで	待機期間終了で解除	出勤困難休暇

2. 同居者が濃厚接触者、同居者に発熱症状等がある者

事項	登校・出勤制限の期間	登校・出勤制限の解除	使用できる休暇等(※1)
同居者が濃厚接触者(※2)	同居者の検査結果、「陰性」が判明するまで	本人が無症状であれば解除	出勤困難休暇
	同居者の検査不要とされた場合は、同居者と感染者との最終接触日の翌日から5日間	本人が無症状であれば解除	出勤困難休暇
	同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、休園期間終了まで(※3)	休園期間終了時点で、本人が無症状であれば解除	出勤困難休暇
同居者の発熱等症状	同居者の検査結果、「陰性」が判明するまで	本人が無症状であれば解除	出勤困難休暇 または 子の看護休暇(同居者が就学前の子)
	医療機関で検査不要とされた場合は、症状軽快後48時間まで	本人が無症状であれば解除	出勤困難休暇 または 子の看護休暇(同居者が就学前の子の場合)

※1 使用できる休暇等の他に、年次休暇を使用することもできます。

※2 保健所から直接連絡はないが、「濃厚接触者」となる場合の例

- ・感染者自身(他者)から濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。
- ・子が通う学校から子が濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・子が通う幼稚園・保育園が休園となった。

※3 同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、同居者の症状の有無を問わず、濃厚接触者として出勤が制限されます。

※ 検査について

- ・自己検査の場合は、「体外診断用医薬品」の抗原検査キットを用いること。研究用の抗原検査キットは不可。
- ・発熱等症状者で重症化リスクが低い場合は、青森県の無料検査事業を活用すること。

【参考】濃厚接触者、発熱症状者について

1. 濃厚接触者とは

濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間(※)において、当該感染者と接触した者のうち、次のいずれかに該当する者とされています。

- ・感染者と同居あるいは、長時間の接触があった者
- ・感染者の咳やくしゃみが直接かかったり、体液等の汚染物質に直接接触した者
- ・手で触れることのできる距離(1メートル程度)で、お互いにマスク着用なし(正しく着用していない場合も含む)で感染者と15分以上の接触(会話等)があった者
- ・換気が悪い室内、車内などで、感染者(マスク着用なし)と1メートル以内の距離に、15分以上一緒にいた者
- ・適切な感染防護なしで、感染者の看護もしくは介護していた者

※感染可能期間の目安

- ・感染者の発症日を0日として2日前から
- ・感染者が発症していない場合は、感染者の検査日を0日として2日前から

2. 発熱等症状者とは

オミクロン株では、風邪症状との判別が非常に困難です。下記の症状があった場合は、大学には登校・出勤せず、必ず医療機関を受診してください。

－発熱等症状－

- 37.5℃以上の発熱症状がある
- 息苦しさ(呼吸困難)がある
- 強いだるさ(倦怠感)がある
- 次の症状が2項目以上ある
 - ・咳が出る
 - ・喉が痛い
 - ・味を感じない(味覚障害がある)
 - ・臭いを感じない(嗅覚障害がある)
 - ・下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測される場合を除く)